

（公財）岡崎市スポーツ協会

令和4年度公益財団法人岡崎市スポーツ協会表彰の被表彰候補者推薦について
（依頼）

平素は、本協会発展のため格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、下記により貴団体の関係者から別紙の規程に該当する被表彰候補者を御推薦くださるようお願ひいたします。

なお、期限内に提出のない場合は、「該当者なし」として処理させていただきます。

記

1 送付書類

（1）推薦書

- ① 特別功労章推薦書
- ② 功労章推薦書
- ③ 栄光章推薦書（個人種目、団体種目）
- ④ 優秀章

（2）公益財団法人岡崎市スポーツ協会「表彰規程」及び「表彰基準」

2 推薦基準

別紙表彰規程、第2条(1)特別功労章、(2)功労章、(3)栄光章、(4)優秀章並びに同表彰基準による。

3 岡崎市剣道連盟締切 令和4年11月25日(金)

申込先	郵送	444-0244 岡崎市下青野町宝田14-1 安藤彰人
	FAX	0564-43-5906
4	メールアドレス	okazakishi.kendo@gmail.com

4

5 表彰式

令和5年2月11日（土）午後1時30分（開式予定）

岡崎市民会館あおいホール（住所：岡崎市六供町出崎15番地1）

6 その他

（1）受章者は、令和5年1月中旬に開催予定の本協会理事会で決定の後、通知いたします。

（2）学校等より推薦依頼がありました際は、内容を確認の上推薦をお願いします。

栄光章について

（3）①開催要項（大会名、部門名、主催団体、主管団体）、②プログラム（参加申込書、メンバー表の写し等で推薦者名全員が確認出来る物）、③成績表（主催者発行の賞状写し等）を添付して提出してください。

公益財団法人岡崎市スポーツ協会表彰基準

第1条 この基準は、公益財団法人岡崎市スポーツ協会表彰規程第7条の規定に基づき、表彰基準に関する必要な事項を定める。

第2条 表彰規程第2条第1項第1号（特別功労章）関係

- (1) アの協会の役員とは、協会の会長、理事、監事、評議員、顧問及び参与とし、永年に亘りとは、功労章の受章後10年を経過したものとする。
 - (2) イの加盟団体の役員とは、代表又は副代表に相当する役員とし、多年に亘りとは、功労章受章後10年を経過したものとする。
 - (3) ウのその他加盟団体の発展に貢献したものとは、功労章受章後10年を経過したもので、加盟団体より提出された役員名簿に継続的に記載されたものとする。
- 2 推薦枠は、加盟団体1名とし、受章後再度の授与はしないものとする。

第3条 表彰規程第2条第1項第2号（功労章）関係

- (1) アの協会の役員又は加盟団体の役員とは、前条第1項第1号第2号を準用するもので、本市のスポーツの発展に寄与したものとは、当該役員の期間が10年以上であり、かつ年齢が40歳以上のものとする。
- (2) イの特に功労のあったものとは、加盟団体より提出された役員名簿に掲載された期間が10年以上であり、かつ年齢が40歳以上のものとする。

第4条 表彰規程第2条第1項第3号（栄光章）関係

- (1) 愛知県大会とは、当該の競技について愛知県内の競技団体を統括する団体が主催又は主管する大会とする。
 - (2) 東海大会又は全国大会とは、当該の競技について東海地区又は全国の競技団体を統括する団体が主催又は主管する大会、及び国民体育大会東海地区予選並びに国民体育大会とする。
 - (3) 国際大会とは、世界選手権大会及びアジア大会等とし、親善大会は除くものとする。
 - (4) 3年連続とは、当該年度を含む過去3年に、連続して全国大会に出場したものの。
- 2 陸上競技及び水泳競技のリレー種目の補欠選手は、いずれの大会においても対象としない。

第5条 表彰規程第2条第1項第4号（優秀章）関係

ア その活躍が顕著であり他の会員の模範となる個人又はチームとは、加盟団体がこれに該当するものとして推薦するもので、その推薦は、加盟団体より単年度につき1名又は1チーム以内とする。

第6条 表彰規定第3条（表彰）関係

- (1) 表彰対象者に記念品を贈呈するとあるが、栄光章受章対象者のうち監督・コーチ等については児童・生徒・学生に限るものとする。
- (2) 栄光章受章者で、オリンピック及び世界選手権等で3位以上の成績を納めた選手、又は日本記録を樹立した選手には、当該加盟競技団体と協議の上、別途記念品を授与する。

令和4年度公益財団法人岡崎市スポーツ協会表彰候補者推薦書

●優秀章●

スポーツ協会加盟団体名	
代表者氏名	(印)

※ 別紙公益財団法人岡崎市体育協会加盟団体以外の推薦は認めない。

記載者 住所

氏名

(印)

電話

—

【個人】

ふりがな 氏名		性別	年齢
		男・女	
住 所	〒 — (電話 —)		
勤務先 (学校名)			

【団体】

ふりがな 団体名			
代表者名	性別	年齢	団人数
	男・女		
所 在 地	〒 — (電話 —)		

《推薦理由》

令和4年度公益財団法人岡崎市スポーツ協会表彰候補者推薦書（個人種目）

●栄光章●

スポーツ協会加盟団体名	
代表者 氏名	(印)

※ 別紙公益財団法人岡崎市スポーツ協会加盟団体以外の推薦は認めない。

記載者 住所

氏名

(印)

電話

—

<個人種目>

◎児童・生徒は年齢欄に「学年」を記入してください。

監督	住 所		
	所 属		
	ふりがな	性別	年齢
氏 名	男・女		
選手	住 所		
	所属（学校名）		
	ふりがな	性別	年齢（学生は学年）
氏 名	男・女		
推薦理由	<u>該当大会名・出場種目・成績及び記録を1つ記入してください。</u>		
	<u>大会名</u>		
	<u>種別・種目</u>		
	<u>成績・記録</u>		
添付資料	<input type="checkbox"/> 1 開催要項(大会名、部門名、主催団体、主管団体が確認出来る物) <input type="checkbox"/> 2 プログラム(参加申込書、メンバー表等の写し推薦者名全員が確認出来る物) <input type="checkbox"/> 3 成績表(主催者発行の賞状の写し等)		
	<u>※上記の必要書類がすべて揃っているか、提出前に□して御確認ください。</u> <u>※氏名には必ず、ふりがなを記入してください。</u>		

令和4年度公益財団法人岡崎市スポーツ協会表彰候補者推薦書(団体種目) No.1

榮光章

スポーツ協会加盟団体名	
代表者氏名	(印)

※ 別紙公益財団法人岡崎市スポーツ協会加盟団体以外の推薦は認めない

④ 下記記載者は推薦内容について確認が取れる方、受賞案内送付先の方を記入下さい

記載者(チム代表者) 住所

氏名

印

電話

〈団体種目〉

該当大会名・出場種目・成績及び記録を1つ記入してください。

※ 添付資料（①開催要項、②プログラム（申込書）の写し、③成績表（主催者発行の賞状写し等）

大 会 名

種別・種目

成績・記録

◎児童・生徒は年齢欄に「学年」を記入してください。

※①開催要項、②プログラム、③成績表を添付し、氏名には必ず、ふりがなを記入してください。

令和4年度公益財団法人岡崎市スポーツ協会表彰候補者推薦書(団体種目) No.2

●榮光章●

＜団体種目＞

添付資料

- 開催要項(大会名、部門名、主催団体、主管団体が確認出来る物)
- プログラム(参加申込書、メンバー表等の写し推薦者名全員が確認出来る物)
- 成績表(主催者発行の賞状の写し等)

※上記の必要書類がすべて揃っているか、提出前に□して御確認ください。

※氏名には必ずふりがなを記入してください。

公益財団法人岡崎市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 公益財団法人岡崎市スポーツ協会（以下、「協会」という。）定款第4条第1項第2号に係る事業として実施する規定に基づき、本市の体育・スポーツの発展向上に功績のあった個人及び団体の表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象及び基準)

第2条 表彰は、岡崎市内在住、在勤、在学のもの及び加盟団体の会員に対し、会長が次の各号のいずれかに該当したものに行なう。

(1) 特別功労章

- ア 協会の役員として、永年に亘り協会の発展に寄与したもの
- イ 多年に亘り加盟団体の役員として、スポーツの振興に特に寄与したもの
- ウ その他加盟団体の発展に特に貢献したもの

(2) 功労章

- ア 協会の役員又は加盟団体の役員として、本市のスポーツの発展に寄与したもの
- イ アの規定にかかわらず、特に功労のあったもの

(3) 栄光章

- ア 愛知県大会において優勝した選手及び監督
- イ 東海大会または全国大会において3位以上に入賞した選手及び監督
- ウ 国際大会に出場した選手及び監督
- エ 全国大会に3年連続して出場した選手及び監督

(4) 優秀章

- ア 加盟団体の会員でその活躍が顕著であり、他の会員の模範となる個人またはチーム

(5) 貢献章

- ア 地域の体育・スポーツの振興に寄与したもの

2 前項の表彰の基準については別に定める。

(表彰)

第3条 表彰は、特別功労章、功労章、栄光章、優秀章については表彰状、貢献章については感謝状を授与し、記念品を贈呈する。

(表彰の時期)

第4条 表彰の時期は、理事会において決定する。

(表彰期間)

第5条 第2条の表彰の基準となる期間は、別に定める期間とする。

(表彰の決定)

第6条 選考は推薦書に基づき、理事会で審議し理事長が決定する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。